

千葉海区漁業調整委員会指示の発出状況

令和5年9月現在

	指示の名称	指示期間	指示の概要
1	定置漁業の保護区域について	R5.9.1 ～ R10.8.31	定置漁業の保護区域内でのまき網漁業の操業禁止
2	はえなわ漁業について	R4.7.1 ～R7.6.30	枝なわに2個以上の釣針を付するはえなわ漁具の使用禁止
3	うみがめの採捕について	R5.6.1 ～R6.5.31	うみがめ(あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをいい、これらの卵、遺骸を含む)の採捕禁止
4	遊漁のまき餌釣りに ついて	R5.8.1 ～R6.7.31	船舶を使用した遊漁のまき餌禁止区域及び使用量の制限
5	海ほたる周辺海域における水産動植物の採捕について (1都2県委員会指示)	R5.3.1 ～R7.2.28	東京湾横断道路「海ほたる」周辺海域での水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止